

平成29年度の組織改正について

1 基本方針

平成29年度は、市制100周年の成果を踏まえ、次の100年の発展に向けた新たなスタートをきる年となる。

このような中で、平成29年度の組織改正については、引き続き、効率的な執行体制に向けた再編に努めるとともに、本市の未来の礎となる尼崎市自治のまちづくり条例の推進に向けた戦略的な基盤を整備するための体制を構築する。

こうしたことから、2年間の期間を区切ってひと咲きまち咲き担当局を新たに設置するほか、施策評価結果やそれに基づく重点課題を踏まえた推進体制の強化を含め、新たな行政課題に対して迅速、柔軟に対応できる組織体制の整備などを図ることとする。

2 組織改正の主な内容

(1) ひと咲きまち咲き担当局の設置

尼崎版総合戦略の推進や尼崎市自治のまちづくり条例の着実な実施を目指すため、尼崎版総合戦略で目指すべきまちの方向性として示している①人の育ちと活動を支援すること、②市民の健康と就労を支援すること、③産業活力とまちの魅力を高めること及び④まちの持続可能性を高めることの実現など、本市の今後のまちづくりに係る取組をさらに推し進めていく体制として、平成30年度末までの2年間に期間を区切って、ひと咲きまち咲き担当局を新たに設置する。

ひと咲きまち咲き担当局が所掌する組織として、局の内部の事業調整を担う調整担当（課）を新たに設置するほか、ひと咲き施策推進部及びまち咲き施策推進部を新たに設置する。

ひと咲き施策推進部には、旧聖トマス大学において、みんなの尼崎大学を運営する事務局の機能と本市が保有する様々なデータに基づきこどもの学びや育ちに関する科学的なアプローチによる研究を行う体制として、尼崎大学・学びと育ち研究担当（課）を新たに設置する。

また、企画財政局から本市の学びの仕組みづくりや総合教育会議を担うひと咲き施策推進課及び旧聖トマス大学のハード面の整備を担うひと咲き施設整備担当（課）を移管するとともに、市民の健康を担う体制として、市民協働局からヘルスアップ戦略担当（課）及び健康支援推進担当（課）を移管する。

なお、これにあわせて、市民協働局ヘルスアップ戦略担当（部）は廃止する。

まち咲き施策推進部には、尼崎城の整備を含めた城内地区のまちづくりを担う部門として城内まちづくり推進課、本市における観光推進を担う機能の設置を目指す部門として観光地域づくり推進担当（課）を新たに設置する。

また、これらのひと咲き施策推進部とまち咲き施策推進部の設置にあわせて、企画財政局からシティプロモーション推進部を移管し、庁内外におけるシティプロモーション推進の企画調整を担う部門として、シティプロモーション推進課を新たに設置するとともに、シティプロモーション推進に係る事業の実施を中心に担うシティプロモーション事業担当（課）を新たに設置する。なお、これにあわせて、企画財政局の都市魅力創造発信課は廃止する。

(2) 広報部門の体制強化（秘書室）

市報をはじめとする本市の市政情報の発信や広報部門について、市政情報を今まで以上に市民にとってわかりやすく伝えることにより、親しみやすい市政運営についてのPRの強化を図る体制として、秘書室に発信・報道担当（課）を新たに設置する。

なお、これにあわせて、企画財政局の魅力発信・報道担当（課）は廃止する。

(3) ひと咲きまち咲き推進部の廃止及び政策部の新設（企画財政局）

ひと咲きまち咲き推進部を発展的に解消し、上記(1)にあるひと咲きまち咲き担当の設置にあわせて、企画財政局に新たに政策部を設置する。

政策部には、本市の行政が考える「ありたいまち」の姿の提示やその姿の実現手法の検討を目的として、本市の基本構想、尼崎版総合戦略、本市総合計画の進捗管理等を担う政策課をひと咲きまち咲き推進部から移管するとともに、立地適正化計画や地域交通のあり方の検討に係る事務を担う地域交通政策推進担当（課）を新たに設置する。

(4) 教職員の資質向上の拡充に係る体制整備（教育委員会事務局）

現在、教育総合センターにおいて担っている教職員の研修機能を拡充させ、教職員の資質向上をさらに進めていくための体制として、6級事業所（課長級職場）としての教育総合センターは廃止し、7級事業所（部長級職場）として新たに設置する。

これに伴い、教育総合センター（部長級職場）へ教職員の学び支援課を新たに設置する。

(5) （仮称）保健福祉センター設置に向けた体制整備（健康福祉局）

保健と福祉の連携を推進するとともに、保健センターにて実施している健康診断などの事業についての市民サービスを向上させることを目的とした（仮称）保健福祉センターの設置に向けた体制として、障害福祉サービスの利用計画の調整を担う障害者自立支援事業第1担当（課）及び障害者自立支援事業第2担当（課）、福祉事務所における管理・経理機能を拡充するための保護管理担当（課）、地域保健部門を拡充するための地域保健担当（課）を新たに設置する。

なお、これにあわせて障害者自立支援事業担当（課）は廃止する。

(6) 感染症の予防に係る体制整備（健康福祉局）

感染症の予防に係る業務について、疾病予防対策と一体となってより効果的かつ効率的に推し進める体制として、感染症対策担当（課）と疾病対策担当（課）を統合し、疾病対策課を新たに設置する。

(7) ファシリティマネジメントの推進に係る体制整理（資産統括局）

旧梅香小学校跡地の複合施設の整備に係る一定の方向性の整理が進んだことなどを受けて、本市の公共施設をファシリティマネジメントの観点からの一体的、効率的な管理を、今後、さらに推進していくため、資産経営部内の業務を再編し、より効率的な事務執行を行っていく体制として、公共施設担当（課）をファシリティマネジメント推進担当（課）に統合する。

(8) 多様な共生社会づくりに向けた取組に係る体制整備（市民協働局）

市民の多様な価値観を尊重し、ともに学びあう社会づくりに向けた取組をさらに推進することを目的として、男女共同参画に係る事務のほか、人権啓発や国際化に係る事務を担う体制としてダイバーシティ推進課を新たに設置する。

なお、これにあわせて協働・男女参画課及び人権課は廃止する。

(9) 救命救急体制の拡充に係る体制整備（消防局）

救急救命士の養成を強化し、高度救急医療体制の維持継続とさらなる発展を進めていくための体制として、救急課を新たに設置する。

(10) 市制100周年記念担当(部)の廃止(企画財政局)

市制100周年記念事業の終息に伴い、市制100周年記念担当(部)、市制100周年記念企画調整担当(課)、市制100周年記念事業担当(課)を廃止する。

以 上